

区有物件の一般競争入札 案 内 書

(令和 7 年 10 月実施分)

【物件名：旧富士学園】



杉並区ホームページ

(URL : <https://www.city.suginami.tokyo.jp/s011/news/21361.html>)

令和 7 年 8 月

杉並区

目 次

一般競争入札の流れ	2
入札内容等一覧	3
一般競争入札について	
1. はじめに	4
2. 入札物件	4
3. 入札参加者の資格	4
4. 入札にあたって付する条件	4
5. 質問受付	6
6. 現地内覧会	6
7. 入札の方法等	6
8. 開札の執行・落札者の決定	9
9. 入札保証金	9
10. 契約手続き	10
11. 所有権の移転にかかる公租等	11
12. その他	11
○ 地方自治法（抄）・地方自治法施行令（抄）	12
○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）	13
○ 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（抄）	13
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抄）	14

【参考資料】

- 別紙1 「物件説明書」
- 別紙2 「不動産売買仮契約書（案）」
- 別紙3 「不動産売買契約書（案）」

【様式】

- 様式1 「質問票」
- 様式2 「現地内覧会申込書」
- 様式3 「一般競争入札参加申込書」
- 様式4 「宣誓書」
- 様式5 「入札書」
- 様式6 「委任状」
- 様式7 「入札保証金納付証明書」

一般競争入札の流れ

No.	項目	日付等
①	公告日	令和 7 年 8 月 15 日（金）
②	質問受付	令和 7 年 8 月 18 日（月）～ 令和 7 年 9 月 12 日（金）午後 5 時到着まで 様式 1「質問票」に質問事項記載の上、電子メールで送付ください。 9 月 25 日（木）までに電子メール等で質問に対する回答をいたします。
③	現地内覧会	令和 7 年 9 月 2 日（火） ・参加希望の方は、様式 2「現地内覧会申込書」を令和 7 年 8 月 26 日（火）午後 5 時までに電子メールで送付ください。
④	入札参加申込	令和 7 年 9 月 26 日（金）～ 令和 7 年 10 月 2 日（木）午後 5 時まで（必着） ・様式 3「一般競争入札参加申込書」で申し込みください。 ・入札申込みされた方のみ、入札に参加できます。 ・申込後、入札保証金（入札額の 3 %以上）を納付いただきます。
⑤	入札期間	令和 7 年 10 月 8 日（水）～ 令和 7 年 10 月 15 日（水）午後 5 時まで（必着）
⑥	開札	令和 7 年 10 月 16 日（木）午前 11 時から 杉並区役所東棟 5 階 経理課入札室（※立会は任意です）
⑦	仮契約締結期限	令和 7 年 10 月 31 日（金）まで
⑧	議会承認	令和 7 年 12 月 8 日（月）頃を予定 （令和 7 年第 4 回杉並区議会定例会 議決日） ※本契約の締結は議会の議決後です。
⑨	本契約締結期限	令和 7 年 12 月 26 日（金）まで ・契約保証金（売買代金 10 %以上）の納付が必要です。
⑩	売買代金（残額）の支払い	令和 8 年 1 月 16 日（金）まで
⑪	所有権移転	売買代金を完納後に所有権を移転します。登記の手続きは杉並区が行いますが、諸費用（登録免許税）は買主の負担となります。

入札内容等一覧

(1) 入札物件の表示

【土地】

所 在	地 目	面積（実測）
山梨県南都留郡忍野村 忍草字膳棚 2 9 9 5 番 3 ほか 7 筆	宅地 ほか	1 5, 7 8 0 . 3 0 m ² (約 4, 7 7 3 . 5 4 坪)

【建物】

① 本館

所 在	構造等	延床面積
山梨県南都留郡忍野村 忍草 2 9 9 8 番地 1 ほか	鉄筋コンクリート造 2 階建	3, 7 1 6 . 3 9 m ²

② 職員寮

所 在	構造等	延床面積
山梨県南都留郡忍野村 忍草 2 9 9 8 番地 1 ほか	鉄筋コンクリート造 平家建	8 4 . 4 2 m ²

※物件の詳細については、別紙「物件説明書」をご確認ください。

※土地・建物に存する工作物、残置物、立木竹、各種設備及び厨房器具や各種備品類などを現況有姿のまま引渡しをするものとします。各図面や記載内容と現況とに相違がある場合には常に現況優先とします。

(2) 最低売却価格

¥ 1 4 6, 0 0 0, 0 0 0 -

内訳 土地：¥ 8 3, 5 8 5, 0 0 0 -（非課税） 建物：6 2, 4 1 5, 0 0 0 -（税抜）

一般競争入札について

1. はじめに

- (1) 杉並区（以下「区」という。）が行う区有物件の売り払いの一般競争入札に参加される方は、次の各事項及び「杉並区競争入札参加者心得」をご承知いただき、入札参加申込のうえ入札してください。
- (2) 入札物件は、現況有姿での引き渡しとなります。
- (3) 入札に使用される印鑑は、あらかじめ届出（印鑑登録）されている実印をご使用ください。

2. 入札物件

入札物件は、入札内容等一覧（３ページ）に記載のとおりです。物件の詳細については、別紙「物件説明書」その他参考資料をご参照ください。

3. 入札参加者の資格

売買代金を区が定める納入期限までに、一括して支払うことが可能な個人及び法人が参加できます。ただし、次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。

①	公有財産に関する事務に従事する杉並区の職員（地方自治法第２３８条の３）
②	一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者等（地方自治法施行令第１６７条の４第１項）
③	地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号に該当する者
④	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。 ア 同法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。） イ 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者 ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者 エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
⑤	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条及び第８条の処分を受けている団体及びその代表者、主催者又はその他の構成員に該当する者
⑥	上記④及び⑤に掲げる者から委託を受けた者並びに④及び⑤に掲げるものの関係団体
⑦	杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成２２年３月２３日杉並第６５４７６号）による指名停止を受けている者

4. 入札にあたって付する条件

売買契約には次の条件が付されますので、必ず確認の上、入札にご参加ください。

(1) 落札が無効となる場合等の入札保証金の不返還
落札者が上記３に記載の入札参加者の資格を有しないことが判明したとき又は落札者がそ

の責に帰すべき事由により契約を締結しなかったときは、落札は無効となり納入された入札保証金は返還しません。また、契約締結後、期限までに売買代金の支払いをしないなど落札者の債務不履行により契約締結が解除された場合も契約保証金（充当された入札保証金を含む。）は返還しません。
(2) 契約内容不適合
売買契約締結後、本物件に数量の不足等契約の内容に適合しないことを発見しても、区に対し、履行の迫完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。
(3) 用途等の制限
所有権移転の日から５年間、本物件を次に掲げる用途に供してはなりません。 ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に定める暴力団及び構成員の活動の用 ② 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条及び第８条に定める処分を受けている若しくは過去に受けたことのある団体、その役員又は構成員の活動の用 ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項の風俗営業、同条第５項の性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用 ※なお、当該期間において本物件の所有権を第三者に移転するとき又は使用及び収益を目的とする権利を第三者に設定するときは、①～③の制限を当該第三者に承継していただきます。
(4) 地域への対応
本物件の利活用については、周辺地域の環境保全に充分配慮するとともに、地域住民の理解を得るように努めていただきます。
(5) 実地調査等
杉並区は、本物件引渡しより５年間は、上記（３）（４）に定める義務の履行状況を確認する必要があるときはいつでも実地調査等を行い、当該履行状況に関し報告若しくは資料の提出を求めることができるものとします。 区が売買物件の利用状況等について実地調査等を行う際には、落札者は正当な理由なくこれを拒み、妨げ若しくは忌避又は報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。
(6) 違約金
上記（３）に定める義務に違反した場合には、売買代金の３０％に相当する金額を違約金として支払っていただきます。
(7) 契約締結後の解除権の留保
買受人が次の一に該当していると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとします。 ① 明らかに履行の意思を有しないことを表明したとき ② 義務違反が重大であり、かつ是正の見込みがない場合 ③ その他催告をしても契約の目的を達成できない重大な事由が発生したとき
(8) その他
売買契約の締結に際しては、暴力団等排除に関する特約条項を設定します。

5. 質問受付

物件等の内容に関するご質問については、様式1「質問票」に質問事項をご記入のうえ、電子メールで送付してください。なお、間違い等を避けるため、電話でのお問い合わせには対応できませんので、あらかじめご承知おき願います。

質問受付期間	令和7年8月18日(月)～令和7年9月12日(金) 午後5時到達分まで
質問票送付先	メールアドレス： zaisan-tanto@city.suginami.lg.jp
回答	令和7年9月25日(木)までに電子メール等で回答いたします。

6. 現地内覧会

現地内覧会を下記日程により開催いたします。

なお、現地内覧会に参加されなくても入札への申込・参加はできますが、本案内書等により物件の確認をしたものとみなします。

現地内覧会日時	令和7年9月2日(火) ・第一回目 午前10時から正午まで ・第二回目 午後1時から午後3時まで
場所	山梨県南都留郡忍野村忍草2997「旧富士学園」
申込書締切日時	令和7年8月26日(火)午後5時到達分まで
申込方法	様式2「現地内覧会申込書」に必要事項を記載のうえ、電子メールにて送付してください。 ※送付先は「5. 質問受付」と同じ
その他	・車で来られる場合は、指定の駐車場所に駐車してください。 ・近隣住民へのご迷惑となる行為はご遠慮願います。 ・参加時間帯について調整させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

7. 入札の方法等

(1) 入札参加申込

入札参加を希望する方は、下記により申し込んでください。【窓口又は郵送(簡易書留)による】申込をされない方は、入札に参加することはできません。

ア 申込必要書類(各1通)
(ア) 一般競争入札参加申込書(様式3) (イ) ①法人の場合は、商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)及び印鑑証明書(発行後3か月以内のもの) ②個人の場合は、住民票及び印鑑登録証明書(発行後3か月以内のもの) (ウ) 宣誓書(様式4) ※提出いただいた書類は返還いたしかねますので、あらかじめご了承ください。
イ 受付期間
令和7年9月26日(金)から令和7年10月2日(木)午後5時まで ※窓口持参の場合は、午前9時～正午、午後1時～午後5時(土曜日、日曜日を除きます) ※郵送の場合は、締切日当日午後5時を過ぎて到達したものは受理いたしません。当区の郵

便物は原則として杉並郵便局に留め置かれ、翌日に庁舎内に配送されるため、締切日直前に郵送されますと、期限までに庁舎に到達しない場合がございますので、期日に余裕をもってご郵送願います。	
ウ 申込先	杉並区阿佐谷南一丁目15番1号 杉並区総務部経理課財産管理係（杉並区役所東棟5階） ※窓口持参される際は、ご来庁される前に、お電話にて事前に来庁時間を連絡願います。 ☎03-5307-0779（ダイヤルイン）
エ その他	申込者には、以下の書類等をお渡しいたします。 （※窓口持参の方にはその場で、郵送された方には、後日送付いたします） （ア）入札申込受理書 （イ）入札保証金納付書

（２）入札保証金の納付

入札参加者は、**各自の入札金額（総額）※**の100分の3以上（1円未満切り上げ）の入札保証金を、区が発行する入札保証金納付書により、入札日までに区が指定する金融機関において納付してください。納付後は、領収証書を必ずお受け取りのうえ、様式7「入札保証金納付証明書」に領収証書の原本を貼り付けてください。

※最低売却価格ではありませんので、ご注意ください。

（３）入札金額

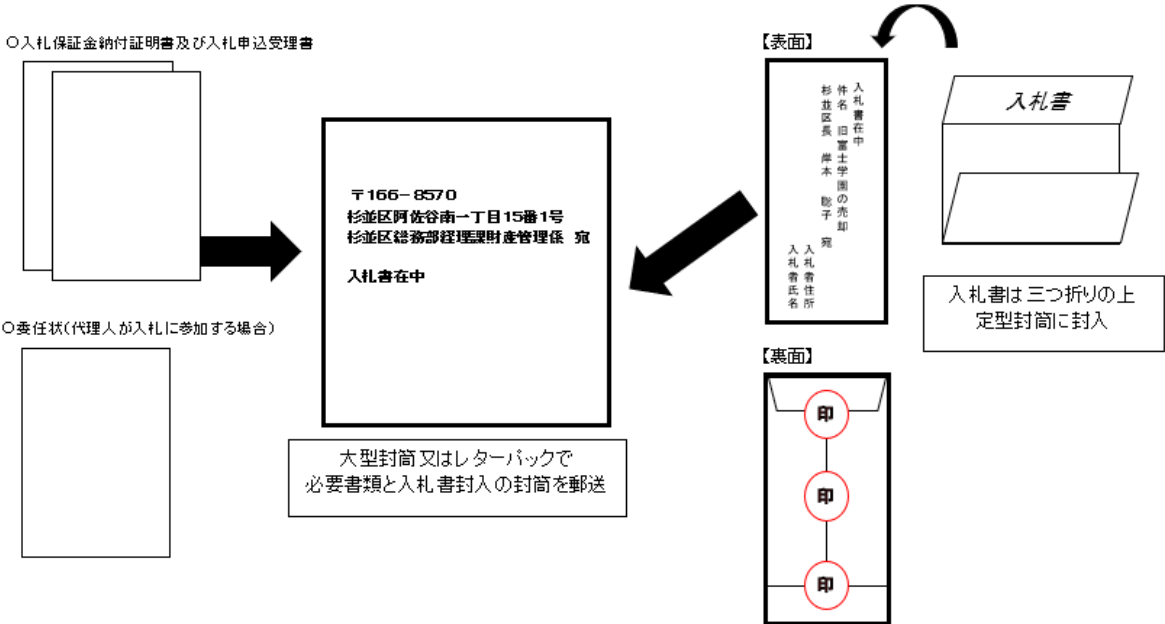
入札書に記載する入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない税抜き金額を記載してください。また、落札金額における土地価格及び建物価格の内訳については、本案内書3ページに記載された最低売却価格における土地価格と建物価格の比率に基づき、区が定めるものとします。

なお、入札書の記載方法等の詳細については、様式5「入札書」をご参照ください。

(4) 入札方法

郵送（簡易書留）による入札とします。

※提出された「入札書」の書換え、引換え、又は撤回を行うことはできません。

ア 入札書類（各 1 通） (ア) 入札書（封筒に封入・封緘し、割り印を押したもの）（様式 5） (イ) 入札保証金納付証明書（入札保証金を納付したときの領収証書を貼付けたもの）（様式 7） (ウ) 入札申込受理書 (エ) 委任状（代理人が入札する場合）（様式 6） ※提出いただいた書類は返還いたしかねますので、あらかじめご了承ください。
イ 入札期間 令和 7 年 10 月 8 日（水）から令和 7 年 10 月 15 日（水）午後 5 時まで ※締切日当日午後 5 時を過ぎて到達したものは受理いたしません。
ウ 提出方法 ・長形 3 号又は長形 4 号の封筒に、<u>入札書</u>を三つ折りにして封をし、封筒には次のとおり、表面に件名、宛名、入札書在中の文言及び入札者の住所・氏名を記入し、裏面の綴じ代（3 か所）に入札書と同じ印鑑で封印を行ってください。 ・また、入札保証金納付証明書、入札申込受理書及び代理人が参加する場合は委任状を入札書とあわせて郵送用の任意の封筒に入れ、郵送してください。 【封入方法】  ○入札保証金納付証明書及び入札申込受理書 ○委任状(代理人が入札に参加する場合) 〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号 杉並区総務部経理課財産管理係 宛 入札書在中 大型封筒又はレターバックで 必要書類と入札書封入の封筒を郵送 【表面】 入札書在中 件名 旧軍士学園の売却 杉並区 阿佐谷南一丁目15番1号 入札者氏名 入札書 入札書は三つ折りの上 定型封筒に封入 【裏面】 印 印 印
エ 提出先 〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号 杉並区総務部経理課財産管理係 宛 ※封筒の表に「入札書在中」とお書きください。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

①	入札に参加する資格がない者のした入札
②	入札前に入札保証金を納付していない者のした入札
③	所定の入札期間内に入札書が提出されなかった入札
④	入札書の金額表示を訂正したもの、又は金額を改ざんした入札
⑤	最低売却価格に達していない入札
⑥	入札書の記載が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印がないもの
⑦	同一物件の入札について2通以上の入札書を提出した者の入札で、その前後を判別できないもの又は後発のもの
⑧	入札保証金納付証明書を同封していない入札
⑨	他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をしたものに係る入札
⑩	前各号のほか、入札に関する条件に違反した入札

8. 開札の執行・落札者の決定

(1) 開札日時
令和7年10月16日(木) 午前11時から ※立会の受付は午前10時45分から
(2) 開札場所
杉並区阿佐谷南一丁目15番1号 杉並区役所東棟5階 経理課入札室
(3) 立会い
・開札への参加は任意です。 ・開札会場への入室は、各1名のみとさせていただきます。 ・入札者及びその関係者が全員不参加の場合は、区が指定した者が開札に立ち会います。
(4) 落札者の決定方法
・最低売却価格以上の金額で最高価格の有効な入札をした入札者を落札者といたします。 ・入札者が1人の場合の開札においても、入札価格でもって落札金額といたします。 ・落札となるべき同価格で有効な入札をした入札者が2人以上いた場合は、直ちにその場でくじ引きを行い、落札者を決定いたします。
(5) 開札結果
・落札者がいた場合は、入札参加者全員に落札者の氏名(法人の場合はその名称)及び落札金額を公表します。落札者がいなかった場合は、その旨を公表します。 ・また、落札結果は、開札日翌日以降、区公式ホームページにて公表されます。

9. 入札保証金

(1) 入札保証金の返金

落札者以外の入札保証金は、落札者決定後概ね1カ月以内に、入札保証金納付証明書に記載された口座に返金いたします。なお、入札保証金は、その受け入れ期間について利息をつけません。

(2) 入札保証金の没収

落札者が入札参加資格を有しないことが判明した時、又は落札者が契約の締結に応じない場合には、落札者が納付した入札保証金は区の帰属となります。

10. 契約手続き

(1) 仮契約の締結

区で定める「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、売却について杉並区議会での承認が必要になりますので、落札後、速やかに議会の議決を経るまでの契約である「仮契約」を締結させていただきます。

ア 仮契約締結期限
令和7年10月31日（金）まで
イ その他
・ 契約条項につきましては、別紙2「不動産売買仮契約書（案）」をご確認ください。 ・ 「仮契約」締結後、議会の議決が得られなかった場合には、この「仮契約」は効力を失い、すでに納入された入札保証金は落札者へ返還します。なお、入札保証金は、その受け入れ期間について利息をつけません。

(2) 議会の議決

令和7年第4回杉並区議会定例会の議決日（令和7年12月8日（月）頃を予定）以降に本契約を締結させていただきます。

(3) 本契約の締結

上記のとおり、杉並区議会での議決後、本契約を締結させていただきます。

ア 本契約締結期限
令和7年12月26日（金）まで
イ 契約保証金の納付
落札者は、契約金額の100分の10以上（1円未満切り上げ）の契約保証金を契約締結日までに納付しなければなりません。 入札保証金額が契約保証金の額に満たないときは、その差額について、区が発行する納付書により契約締結日までに区が指定する金融機関において納付のうえ、契約締結時にその領収証書を確認させていただきます。
ウ その他
・ 契約条項につきましては、別紙3「不動産売買契約書（案）」をご確認ください。 ・ 契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、又は契約保証金を納付していない場合（確認できない場合も含む）は、入札保証金は区の帰属となります。 ・ 契約金額に相当する額の収入印紙代など契約の締結に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

(4) 売買代金（残金）の納付

契約締結後に、売買代金（契約保証金を差し引いた残金）の納入通知書をお渡しいたしますので、令和8年1月16日（金）までにお支払い願います。

また、納付期限までに残りの売買代金が納付されなかった場合は、契約は解除され、契約保証金は区の帰属となります。

11. 所有権の移転にかかる公租等

売買代金を納入後、その領収証書と登録免許税分の収入印紙及び所有権移転登記請求書をご提出いただきます。

(1) 所有権の移転時期及び引渡し

物件（土地及び建物）の所有権は、売買代金を完納した日（区が納付を確認した日）に移転したものとし、同日付で現状有姿のまま物件を引き渡したものとします。

(2) 所有権の移転登記

土地及び建物の所有権移転登記は、所有権移転後、区の嘱託により行います。

(3) 費用負担

売買契約書に添付する収入印紙及び所有権移転に要する登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

(4) 固定資産税・不動産取得税

現在は、区有物件のため固定資産税の課税はありませんが、不動産の所有権移転後直近の1月1日時点での所有者に課税されます。

なお、区有財産で非課税扱いのため年途中での売買であっても民間の不動産売買での慣例としてある公租公課（固定資産税）の按分はありませんので、所有権移転登記後の翌年分から課税されます。

また、不動産取得税は、県が課税する地方税で、固定資産課税台帳価格の土地は3%、住宅以外の家屋は4%（令和9年3月31日までの軽減税率）の税率が適用されます。

※問い合わせ先

- ・ 固定資産税：忍野村税務課
- ・ 不動産取得税：山梨県総務部総合県税事務所

12. その他

この案内書に定めのない事項については、区の規定又は決定するところによって処理をします。

○地方自治法（抄）

（職員の行為の制限）

第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

○地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（抄）

（観察処分）

第五条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

- 一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。
- 二 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。
- 三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員（団体の意思決定に関与し得る者であつて、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。）であつた者の全部又は一部が当該団体の役員であること。
- 四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること。

（再発防止処分）

第八条 （省略）

2 前項の規定により行うことができる処分は、次に掲げるものとする。

- 一 いかなる名義をもってするかを問わず、土地又は建物を新たに取得し又は借り受けることを、地域を特定して、又は特定しないで禁止すること。

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抄）

（用語の意義）

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- 二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）
- 三 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
- 四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
- 五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

（省略）

- 5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。



【問い合わせ先】

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
杉並区役所東棟5階 総務部経理課財産管理係
☎：03-5307-0779（直通）

※本案内書、申請書類及び参考資料は、杉並区公式HPからダウンロードできます。

トップページ＞区からのお知らせ＞旧富士学園の売却（2025年8月15日）

URL： <https://www.city.suginami.tokyo.jp/s011/news/21361.html>